

# 安寧緩和医療法(廃止)

訳 鍾 宜 錚

(総統令、2000年に制定公布。2011年改正版)

## 第1条 立法目的

治癒不可能の末期患者の医療意思を尊重し及びその権益を保障するため、この法律を制定する。

## 第2条 施行当局

この条例における「施行当局」について、中央では行政院衛生署、直轄市では直轄市政府、各県(市)では各県(市)政府と指す。

## 第3条 用語の定義

この法律における専門用語の定義は以下のように定められる。

- 一 安寧緩和医療とは、末期患者の苦痛を和らげる、若しくは除去するため、緩和的、支持的な医療ケアを行うこと、又は心肺蘇生術を差し控えることである。
- 二 末期患者とは、重傷、重病に罹り、医師によって治癒不可能と診断され、かつ医学的証拠から病状の進行によって近いうちに死に至ることが不可避の者である。
- 三 心肺蘇生術とは、臨終、瀕死、又は生命徴候のない患者に対し、気管内挿管、体外心臓マッサージ、救急薬物の注射、体外式心臓ペースメーカーと電気的除細動器の使用、人工呼吸又は他の救命処置を行うことである。
- 四 希望者とは、安寧緩和医療の全部または一部を選択する者である。

## 第4条 希望者の署名および関連事項

- 1 末期患者は指示書によって安寧緩和医療を選択することができる。
- 2 前項の指示書には、少なくとも以下の事項を明示し、かつ希望者が署名しなければならない。
  - 一 希望者の氏名、国民IDカードの番号及び住所又は居所。
  - 二 安寧緩和医療を受け入れる意思とその内容。
  - 三 指示書の作成日。
- 3 指示書の署名には、二人以上の完全な行為能力のある証人が立ち会わなければならない。但し、安寧緩和医療を実施する医療機関の所属人員は証人になってはならない。

## 第5条 指示書の要件

- 1 二十歳以上で、完全な行為能力のある市民は、事前に指示書を作成することができる。
- 2 前項の指示書には、希望者が医療代理人を指定することができる。その意思は書面で明示しなければならない。希望者が自ら意思表示ができない場合、代わって医療代理人が安寧緩和医療指示書に署名することができる。

## 第6条 選択撤回文書

希望者本人又はその医療代理人は、いつでも安寧緩和医療選択の意思を書面によって撤回することができる。

### 第6条の1 全民健康保険証における意思表示の登録及び撤回

- 1 第4条第1項又は第5条によって、希望者又は医療代理人が指示書に選択の意思を表示する場合、中央施行当局はその意思を全民健康保険証(以下「保険証」と略)に登録しなければならない。その意思登録は効力として指示書の原本と同様である。但し、希望者又は医療代理人が前条の規定によって選択の意思を撤回する場合、それを必ず中央施行当局に通報し、原登録を廃止しなければならない。
- 2 前項の指示書は各医療機構又は衛生機構によってスキャンされ、電子ファイルの形で中

央施行当局のデータベースに保存されてから、保険証に登録せねばならない。

- 3 保険証に登録された安寧緩和医療選択の意思が、希望者本人が臨床治療の途中で明示した意思表示と一致しない場合、希望者が明示した意思に従わねばならない。

#### **第7条 心肺蘇生術を差し控える要件**

- 1 心肺蘇生術を差し控える場合には以下の規定を満たさなければならない。
  - 一 二人以上の医師が末期患者であることを確実に判断しなければならない。
  - 二 希望者が署名した指示書があること。但し、未成年者が指示書に署名する際には、その法定代理人による同意も必要である。
- 2 前項第1款の医師は、患者の傷病に関連する専門医の資格を持たなければならない。
- 3 末期患者が意識低下、または明確に意思表示することができない場合、第1項第2款の指示書は、最も近親に当たる者が代理に同意書を提出することができる。但し、それは末期患者が意識低下、または明確に意思表示することができなくなる前に明示していた意思と相反するものであってはならない。
- 4 前項における最も近親に当たる親族とは、以下の区分に該当する者を指す。
  - (1) 配偶者。
  - (2) 成年の子、成年の孫。
  - (3) 父母。
  - (4) 兄弟姉妹。
  - (5) 祖父母。
  - (6) 曾祖父母、又は三親等の傍系血族。
  - (7) 一親等の直系姻族。
- 5 第3項における最も近親に当たる親族の同意書の署名はこのうち一人が行うものとする。この最も近親にあたる親族の間で意見が一致しない場合、前項の各款の順番が優先されるものとする。下位の順序に区分される者が同意している場合で、上位の順序にある者が異なる意思を表示する場合、心肺蘇生術を差し控える前に書面でこれを示さなければならない。
- 6 第1項、第2項の規定によって心肺蘇生術の差し控えの要件を満たす末期患者に対し、すでに行われている心肺蘇生術を中止または取り外すことができる。
- 7 医師が心肺蘇生術を行う前に、最も近親に当たる親族が第3項から第5項の規定によって同意書を提出することができず、末期患者に心肺蘇生術が行われている場合、医療代理人、若しくは第4項第1款から第3款までの親族が一致して、心肺蘇生術の中止又は取り外し同意書に署名し、かつ当医療機関内の医学倫理委員会の審査を通過してから、その心肺蘇生術を中止または取り外すことができる。
- 8 前項の同意書に署名できる親族に当たる人が死亡、失踪、若しくは意思表示できない状態におかれる場合、残りの親族全員が共同で署名することができる。
- 9 第7項の医学倫理委員会は、医学、倫理、法律の専門家および一般市民によって構成されなければならない。そのうち倫理、法律専門家および一般市民の比率は三分の一以下になつてはならない。

#### **第8条 医師の告知義務**

末期患者に安寧緩和医療を行う際、医師はその治療方針を患者、若しくはその家族に告知しなければならない。但し、患者が病状を知らせて欲しいという明確な意思を表示した場合、医師は病状を患者に告知せねばならない。

#### **第9条 カルテの記載及び保存**

末期患者に安寧緩和医療を行う際、医師は第4条から第8条の規定事項を詳細にカルテ

に記載しなければならない。また、患者本人若しくは親族による指示書・同意書もカルテと一緒に保存しなければならない。

**第 10 条 心肺蘇生術を差し控える要件に反した者に対する罰則**

第 7 条の規定に違反した医師は、これに新台幣通貨で 6 万元以上 30 万元以下の罰金を科すこととし、一ヶ月以上一年以下の停業処分、又は業務許可の廃止を併科することがある。

**第 11 条 カルテの記載及び保存に反した者に対する罰則**

第 9 条の規定に違反した医師は、これを新台幣通貨 3 万元以上 15 万元以下の罰金に科す。

**第 12 条 罰金徴収の主体**

この条例に規定する罰金、業務停止及び許可の取り消しは、直轄市又は県（市）の施行当局がこれらの措置を執行する。

**第 13 条 （削除）**

**第 14 条 施行規則**

この条例の施行規則は、中央施行当局が制定する。

**第 15 条 施行日**

この条例は公布日より施行する。